

上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの利用促進及び利用者の経済的負担の軽減を図るため、介護保険サービスを利用する低所得者及び利用者負担金の軽減を実施する法人等に対し、予算の範囲内で交付する助成金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者負担金 次に掲げる額をいう。

ア 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）の規定により算定した費用の額（当該額が現に指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額）から、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第40条第1号に規定する居宅介護サービス費及び同条第2号に規定する特例居宅介護サービス費の支給額（当該額が法第43条第1項に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額を控除した額

イ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の規定により算定した費用の額（当該額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額）から、法第40条第3号に規定する地域密着型介護サービス費及び同条第4号に規定する特例地域密着型介護サービス費の支給額（当該額が法第43条第1項に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額）を控除した額

ウ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の規定により算定した費用の額（当該額が現に指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額）から、法第40条第9号に規定する施設介護サービス費及び同条第10号に規定する特例施設介護サービス費の支給額を控除した額

エ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（当該額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額）

- から、法第52条第1号に規定する介護予防サービス費及び同条第2号に規定する特例介護予防サービス費の支給額（当該額が法第55条第1項に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額）を控除した額
- オ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）の規定により算定した費用の額（当該額が現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額）から、法第52条第3号に規定する地域密着型介護予防サービス費及び同条第4号に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の支給額（当該額が法第55条第1項に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額）を控除した額
- カ 法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額（当該額が居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第34号）に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額）から、法第40条第5号に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第52条第5号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給額を控除した額
- キ 法第45条第1項又は第57条第1項に規定する住宅改修に要した費用の額（当該額が居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額（平成12年厚生省告示第35号）に定める支給限度基準額を超えるときは、当該支給限度基準額）から、法第40条第6号に規定する居宅介護住宅改修費又は法第52条第6号に規定する介護予防住宅改修費の支給額を控除した額
- ク 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準に準じて徴収される法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に要した費用の額（当該額が現に第1号訪問事業及び第1号通所事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号訪問事業及び第1号通所事業に要した費用の額）から法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費を控除した額
- ケ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）に基づき、並びに指定介護予防サービス基準に準じて徴収される食事の提供に要する費用の額（以下「食費」という。）

コ 指定居宅サービス基準、指定地域密着型サービス基準、指定介護予防サービス基準、指定地域密着型介護予防サービス基準、指定介護老人福祉施設基準、介護老人保健施設基準及び指定介護療養型医療施設基準に基づき、並びに指定介護予防サービス基準に準じて徴収される滞在、居住及び宿泊に要する費用の額（以下「居住費」という。）

(2) 利用者負担第2段階Aの人 年間の合計所得金額及び課税年金収入額の合計額（以下「合計所得金額等」という。）に年間の非課税年金収入額を加えた額が80万円以下の人をいう。

(3) 利用者負担第2段階Bの人 合計所得金額等が80万円以下の人のうち合計所得金額等に年間の非課税年金収入額を加えた額が80万円を超えるものをいう。

(4) 利用者負担第3段階の人 合計所得金額等が80万円を超える人をいう。

（利用者負担に係る助成対象者）

第3条 利用者負担に係る助成金の交付を受けることができる人（以下「助成対象者」という。）は、本市が行う介護保険事業の被保険者で、次の各号のいずれにも該当する人とする。

(1) 法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等で、その属する世帯の世帯員（以下「世帯員」という。）の全員の市町村民税が非課税であるもの

(2) 世帯員の年間の収入の合計額が単身世帯にあつては150万円、単身世帯以外の世帯（以下「複数世帯」という。）にあつては150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の人

(3) 世帯員が所有する現金、預貯金及び有価証券の合計額が単身世帯にあつては350万

円、複数世帯にあつては350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下の人

- (4) 世帯員が所有する固定資産（居住の用に供している土地及び家屋並びに償却資産を除く。）に係る固定資産課税台帳に記載される評価額の合計額が1,000万円以下の人
- (5) 世帯員でない市町村民税が課されている人（以下「他世帯課税者」という。）の扶養親族となっていない人
- (6) 他世帯課税者が加入する医療保険において被扶養者となっていない人
- (7) 本市が課する介護保険料を滞納していない人

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる人は、助成対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている人
- (2) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）のうち次に掲げる要件のいずれにも該当する人
 - ア 本人に係る介護保険法施行法第13条第3項に規定する厚生労働大臣が定める割合（以下「旧措置入所者支給割合」という。）が100分の95以上である人
 - イ 指定介護老人福祉施設基準第40条第1項第1号に規定するユニットの基準を満たす居室（同号イ(3)(ii)に規定する床面積等の基準を満たすことにより同号の基準を満たしているものを除く。以下「ユニット型個室」という。）でない居室に居住する人
- (3) 法第67条又は第68条の規定により保険給付の支払の一時差止を受けている人
- (4) 法第69条の規定により被保険者証に給付額減額期間の記載を受けている人
- (5) 第5条第1項第3号及び第4号のサービスにあつては、利用者負担第2段階Bの人及び利用者負担第3段階の人
- (6) 法第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、法第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、法第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は法第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給を受けていない人（次に掲げるサービスに係る食費及び居住費に限る。）。ただし、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額、介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額、法第51条の3第2項第1号若しくは法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額に達しないことにより支給を受けていない場合を除く。
 - ア 第5条第1項第1号キに掲げるサービス

- イ 第5条第1項第1号クに掲げるサービス
- ウ 第5条第1項第1号ニに掲げるサービス
- エ 第5条第1項第1号ヌに掲げるサービス
- オ 第5条第1項第3号アからエまでに掲げるサービス
- カ 第5条第1項第4号に規定するサービス

(7) 上越市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担金の軽減措置に係る助成金交付要綱（平成14年1月1日実施）第2条第2号の軽減を受けている人
（助成対象サービス）

第4条 助成金の交付の対象となるサービス（以下「助成対象サービス」という。）は、次の各号のいずれかに該当するサービスで、次条第1項各号に掲げるものとする。

- (1) 法第40条第1号から第6号まで、第9号及び第10号に規定する介護給付の対象となるサービス
- (2) 法第52条第1号から第6号までに規定する予防給付の対象となるサービス
- (3) 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の対象となるサービス
（助成金の額）

第5条 利用者負担に係る助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げるサービスの利用月ごとに、利用者負担金に4分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
 - ア 法第8条第2項に規定する訪問介護
 - イ 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
 - ウ 法第8条第4項に規定する訪問看護
 - エ 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
 - オ 法第8条第7項に規定する通所介護
 - カ 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
 - キ 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
 - ク 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
 - ケ 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
 - コ 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（利用者負担第2段階Aの人及び利用者負担第2段階Bの人へのサービスを除く。）
 - サ 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
 - シ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
 - ス 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

- セ 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
 - ソ 法第8条第23項に規定する複合型サービス
 - タ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）
 - チ 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
 - ツ 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
 - テ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
 - ト 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）
 - ナ 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
 - ニ 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
 - ヌ 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
 - ネ 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
 - ノ 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
 - ハ 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ヒ 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当するサービス
 - フ 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当するサービス
- (2) 次に掲げるサービスの利用月ごとに、利用者負担金に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- ア 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売
 - イ 法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売
 - ウ 法第45条第2項又は第57条第1項に規定する住宅改修
- (3) 次に掲げるサービスの利用月ごとに、食費及び居住費の額に4分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- ア 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - イ 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
 - ウ 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（社会福祉法人が提供するサービスを除く。）
 - エ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による

改正前の法第8条第23項に規定する介護療養施設サービス

(4) 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（社会福祉法人が提供するサービスのうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の利用者へのサービスを除く。）の利用月ごとに、食費及び居住費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者のうち次の各号のいずれかに該当する人に対する助成金の額は、それぞれ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同条第23項に規定する複合型サービスを受けている利用者負担第2段階Aの人及び利用者負担第2段階Bの人の食費及び居住費の額に4分の1を乗じて得た額

(2) ユニット型個室に居住する旧措置入所者で、旧措置入所者支給割合が100分の95以上の人 居住費の額に4分の1を乗じて得た額

3 第1項第1号並びに第3号ウ及びエ並びに前項第1号に定める助成金の額と同等額を軽減する法人等（以下「法人等」という。）に対する助成金の額は、当該法人等が軽減した額の2割の範囲内で市長が定める額とする。ただし、法人等が上越市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担金の軽減措置に係る助成金交付要綱により助成金の交付を受ける場合は、この要綱による助成金を交付しない。

（助成認定証の交付等）

第6条 助成対象者の認定を受けようとする人は、あらかじめ、上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請書（第1号様式）に収入申告書（第2号様式）、資産申告書（第3号様式）及び年金の情報提供に関する同意書（第4号様式）を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、当該申請者が助成対象者であると認めるときは、上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付通知書（第5号様式）により通知するとともに、上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証（第6号様式。以下「助成認定証」という。）を交付し、当該申請者が助成対象者でないとき、上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請却下通知書（第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、助成認定証を交付した後に、助成対象者でないことが明らかになった場合は、

認定を取り消すものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、助成対象者でないことが明らかになった日の属する月の翌月から認定を取り消すものとする。

(助成認定証の有効期間)

第7条 助成認定証の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、最初に交付される助成認定証の有効期間は、交付を申請した日の属する月の初日から最初に到来する7月31日までとする。

(助成認定証の更新)

第8条 助成認定証の交付を受けている人(以下「助成認定者」という。)は、助成認定証の更新を希望するときは、毎年5月1日から7月31日までの間に市長に申請しなければならない。

2 第6条の規定は、助成認定証の更新について準用する。

(助成認定証の再交付)

第9条 助成認定者は、助成認定証を破損し、汚損し、又は紛失し、再交付を受けようとするときは、上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証再交付申請書(第8号様式)により市長に申請しなければならない。

(助成認定証の返還)

第10条 助成認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに助成認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 本市が行う介護保険事業の被保険者の資格を喪失したとき。
- (2) 法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等でなくなったとき。
- (3) その他市長が返還すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、助成認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成認定証を返還させることができる。

- (1) 助成認定証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
- (2) 詐欺その他不正な行為により助成認定証の交付を受けたと認められるとき。

(軽減実施の申出)

第11条 利用者負担の軽減に係る助成金の交付を受けようとする法人等は、あらかじめ上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業利用者負担金軽減申出書(第9号様式)により市長に申し出なければならない。

(助成の手続)

第12条 助成認定者は、利用者負担金の助成を受けようとするときは、助成認定証を提示

するとともに、上越市介護保険サービス利用者負担金助成申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、上越市介護保険サービス利用者負担金助成決定通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前条の申出をした法人等が利用者負担の軽減に係る助成金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに、上越市介護保険サービス利用者負担金軽減助成申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告の特例）

第13条 利用者負担の助成に係る規則第8条第1項の規定による実績報告は、前条第1項の規定により提出する申請書に助成対象サービスを提供する事業者（以下「サービス提供事業者」という。）の発行した領収書を添えて市長に提出することにより行うものとする。ただし、サービス提供事業者が利用者負担金を受領したことを確認することができると市長が認めたときは、領収書の添付を要しない。

2 利用者負担の軽減の助成に係る規則第8条第1項の規定による実績報告は、市長が指定する日までに軽減対象者一覧表を市長に提出することにより行うものとする。

（受領委任）

第14条 助成認定者は、市長とこの要綱に基づく助成金の受領についての協定を締結しているサービス提供事業者から助成対象サービスを受けたときは、市長の承認を得て、助成金の受領を当該サービス事業者に委任することができる。

（他の法令等による助成等との調整）

第15条 他の法令等の規定による利用者負担金に対する助成、その他これに類する給付がある場合における当該助成等及びこの要綱の規定による助成に関する調整は、市長が別に定める。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から実施し、平成13年10月1日以後に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付されている改正前の第3号様式による上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証は、その有効期間の間、改正後の第3号様式による上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

(有効期間の特例)

2 この要綱の実施の日前に現に改正前の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱の規定に基づき助成認定証の交付を受けている人の当該助成認定証の有効期間は、第5条の規定にかかわらず、平成17年9月30日までとする。

(適用区分)

3 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱は、この要綱の実施の日以後に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱は、この要綱の実施の日以後に行われる助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後

の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付されている助成認定証の有効期間は、平成26年7月1日（最初に交付された軽減認定者証にあつては、交付を申請した日の属する月の初日）から平成27年7月31日までとする。
- 3 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱の規定は、この要綱の実施の日

以後に行われる助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年9月23日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市介護保険サービス利用者負担金助成要綱の規定は、平成28年4月1日以後に行われる助成対象サービスに係る利用者負担金の助成について適用し、同日前に行われた助成対象サービスに係る利用者負担金の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第8号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第8号様式に相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請書

フリガナ				保険者番号	1 5 2 2 2 3																	
被保険者氏名				被保険者番号																		
生年月日		年 月 日		個人番号																		
世帯構成 (被保険者を除く。)	世帯員	氏名	生年月日	被保険者との関係	個人番号																	
			. .																			
			. .																			
			. .																			
			. .																			

上記のとおり上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証の交付を申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

電話番号 ()

(宛先) 上越市長

助成認定の審査のため、次のことについて

承諾します。

承諾しません。

- 課の職員が世帯員の市民税及び固定資産税の課税台帳を閲覧すること。
- 介護老人保健施設（社会福祉法人が提供するサービスに限る。）に入所の場合、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業のため、申請者の年金収入額について、入所施設へ情報を提供すること。

住所

氏名

㊤

注 承諾しない場合は、世帯員の 年中の収入額を証明するもの（所得証明、課税証明等）及び世帯員が所有する土地及び家屋の 年度の評価額を証明するもの（資産証明等）を添付してください。

収入申告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所

氏 名

次のとおり 年の私の世帯の収入を申告します。

1 働いて得た収入

有 ・ 無	働いている人の 氏名	申請者と の続柄	仕事の内容、勤務 先（会社名）等	収入額（円）	必要経費（円）

備考

- 給与、賃金、農業その他の収入の種類ごとに、全ての収入を記入してください。
- 「必要経費」欄には、収入を得るために必要な交通費、材料費、仕入代、社会保険料等の総額を記入してください。
- 収入の内容を証明する書類（給与の源泉徴収票、確定申告書の写し等）を添付してください。

2 年金、恩給等による収入

有 ・ 無	年金・恩給等を受けている 人の氏名及び基礎年金番号	申請者と の続柄	受けている年金、恩給 等の種類及び支払者	収入額（円）
		氏名		種類
	基礎年金番号		支払者	
	氏名		種類	
	基礎年金番号		支払者	
	氏名		種類	
	基礎年金番号		支払者	
	氏名		種類	
	基礎年金番号		支払者	

備考

- 国民年金、厚生年金、恩給、障害者年金その他非課税年金を含めて種類ごとに全ての収入を記入してください。
- 収入の内容を証明する書類（公的年金等の源泉徴収票、支払通知書又は振込先口座の預金通帳及び貯金通帳の写し等）を添付してください。
- 年金の支払者は、年金証書を確認してください。

(裏面)

3 配偶者の状況

有 ・ 無 ・ 死別 ・ 離別	氏名：	生年月日：	死別日又は離別日：
	年金受給の有無： 有 ・ 無		
	年金の種類： 国民年金 ・ 厚生年金 ・ 共済年金 ・ 農業者年金 その他（ ）		

4 仕送りによる収入

有 ・ 無	仕送りした人		収入額(円)
	住所		
	氏名		
	住所		
	氏名		

5 その他の収入

有 ・ 無	区 分	内 容	収入額(円)
	生命保険等の給付金		
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		
	そ の 他		

備考 収入の内容を証明する書類を添付してください。

6 扶養の状況

(1) 申請者が他の世帯に属する人で市町村民税の課税を受けている人の 年分の扶養控除の申告において <input type="checkbox"/> 扶養親族となっている。 (扶養者 住所) 氏名 申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 扶養親族となっていない。
(2) 申請者が他の世帯に属する人で市町村民税の課税を受けている人の加入する医療保険において <input type="checkbox"/> 被扶養者となっている。 (扶養者 住所) 氏名 申請者との続柄 <input type="checkbox"/> 被扶養者となっていない。

(記入上の注意)

- 収入の種類ごとに、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ場合は、その右欄も記入してください。
- 記入欄が足りない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。

第3号様式（第6条関係）

（表面）

資 産 申 告 書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所
氏 名

次のとおり私の世帯の資産の保有状況を申告します。

1 不動産（上越市外に所有するもの）

(1) 土地

区 分	地 積	所有者氏名	所 在 地	年度 評価額	抵当権
宅 地	m ²			円	有 ・ 無
田	m ²			円	有 ・ 無
畑	m ²			円	有 ・ 無
山 林	m ²			円	有 ・ 無
その他	m ²			円	有 ・ 無

(2) 家屋

区 分	床面積（延）	所有者氏名	所 在 地	年度 評価額	抵当権
居住用	m ²			円	有 ・ 無
その他	m ²			円	有 ・ 無

備考

- 1 上越市外に所有する土地及び家屋についてのみ記入してください。
- 2 年度の評価額を証明する書類（資産証明等）を添付してください。

(裏面)

2 現金、預貯金、有価証券

(1) 現金

	保有している人	金額
有・無		円
		円
		円

(2) 預貯金

	金融機関名	口座番号	口座名義人	金額
有・無				円
				円
				円

備考 預金通帳及び貯金通帳の写し（ 年1月1日以降の出し入れが記載された部分）及び定額預金及び定額貯金の証書の写しを添付してください。

(3) 有価証券

	種類	額面	評価概算額
有・無		円	円
		円	円
		円	円

備考 「種類」欄に株券、国債等の別を記入し、「評価概算額」欄には、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。

(記入上の注意)

- (1) 資産の種類ごとに、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ場合は、その右欄も記入してください。
- (2) 同じ種類の資産を複数保有している場合は、その全てを記入してください。
- (3) 記入欄が足りない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。

第4号様式（第6条関係）

年金の情報提供に関する同意書

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請に伴い、必要があるときは、私及び私の世帯員の年金の受給状況について、上越市が関係機関に対し報告を求めることに同意します。

また、上越市からの関係機関に対する報告要求に対し、関係機関が報告することについて、私及び私の世帯員が同意している旨を関係機関に伝えて構いません。

○関係機関（年金支給機関）

○提供内容

- 1 年金の種類
- 2 年金に係る課税の有無
- 3 受給年金額（ _____年分）

年 月 日

住所

本人氏名

㊞

世帯員氏名

㊞

世帯員氏名

㊞

世帯員氏名

㊞

世帯員氏名

㊞

電話番号 ()

(宛先) 上越市長

第5号様式（第6条関係）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付通知書

第 号

年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証を別添のとおり交付します。利用者負担段階によって、助成を受けられるサービスが異なります。詳細は認定証をご覧ください。

なお、この認定証の交付後に、申告と異なる新たな収入、資産等があり、助成認定の要件に該当しないことが明らかになった場合は、助成認定を取り消す場合があります。

第6号様式（第6条関係）

（表面）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証									
付年月日 年 月 日									
認定番号（確認番号）									
利用者負担段階									
受給者	住所								
	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年 月 日							
介護保険被保険者番号									
適用年月日		年 月 日							
有効期限		年 月 日							
減額割合	区 分	市助成分	法人等助成分						
	(1) 社会福祉法人から軽減を受ける場合（生活困難者等に対する軽減事業対象サービスを受ける場合に限る。）	／100	／100						
	(2) 社会福祉法人から軽減を受ける場合（(1)と社会福祉法人が提供する介護老人保健施設サービスを除く。）	25／100	25／100						
	(3) 法人等から軽減を受ける場合（(1)、(2)を除く。）	25／100	25／100						
	(4) それ以外の場合 ※詳細は裏面	50／100	—						
発行機関及び印		<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table>		1	5	2	2	2	3
1	5	2	2	2	3				
		上越市 印							

（裏面）

注 意 事 項

- 1 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この証を事業者へ提出してください。提出が遅れると、助成が受けられない場合もありますので、注意してください。
 - 2 介護サービスを利用した場合は、利用者負担金（介護保険対象の1割負担額、食費及び居住費の額）が表面に記載されている減額割合により減額されます。（利用者負担段階やサービスの種類によって助成内容が異なりますので、「上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業について」を参照してください。）
 - 3 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、助成認定の要件に該当しなくなったとき又は助成認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
 - 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。
 - 5 不正にこの証を使用した人は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
 - 6 この証の交付後に、申告と異なる新たな収入、資産等があり、認定の要件に該当しないことが明らかになった場合は、助成認定を取り消す場合があります。
- ※ 「それ以外の場合」の減額割合について
「それ以外の場合」とは、特定福祉用具販売、居宅介護住宅改修又は社会福祉法人が提供する介護老人保健施設の場合です。

第7号様式（第6条関係）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証の交付について、次の理由により申請を却下することを決定したので、通知します。

理由

第8号様式（第9条関係）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証再交付申請書

認定番号		被保険者氏名	
被保険者番号		生 年 月 日	年 月 日
個人番号			
再交付申請の理由			

上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

電話番号 ()

(宛先) 上越市長

備考

- 1 再交付申請の理由は、具体的に詳しく記載してください。
- 2 破損し、又は汚損した場合は、当該助成認定証を添えて提出してください。
- 3 紛失した助成認定証を発見したときは、速やかに返還してください。

第10号様式（第12条関係）

（表面）

上越市介護保険サービス利用者負担金助成申請書

フリガナ		保険者番号	1 5 2 2 2 3			
被保険者氏名		被保険者番号				
生年月日	年 月 日	個人番号				
申請金額合計	円					
受領方法						
<input type="checkbox"/> 窓口払い			<input type="checkbox"/> 口座払い			
支払場所	上越市役所内 第四銀行上越市役所 出張所窓口	振込先	金融機関名			
			支店名			
			口座種目	普通・その他（ ）		
			口座番号			
			フリガナ			
			口座名義人			
<p>上記のとおり関係書類を添えて、上越市介護保険サービス利用者負担金の助成を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p> <p>(宛先) 上越市長</p>						

備考

- この申請書の裏面に利用月ごとの内訳を記入し、領収書を貼付してください。
- 同一年度の利用者負担金の助成をまとめて申請することができます。

上越市記入欄（以下の欄には記入しないでください。）

区 分	保険料納付状況	領収書 確認欄	備 考
1 一般	滞納保険料 有・無		
2 支払方法の変更			
3 給付額減額			

(裏面)
月別内訳書
(年度)

利用月	利用者自己負担額 (円)	助成率	申請金額 (円)
4月		×1/2 ×1/4 =	
5月		×1/2 ×1/4 =	
6月		×1/2 ×1/4 =	
7月		×1/2 ×1/4 =	
8月		×1/2 ×1/4 =	
9月		×1/2 ×1/4 =	
10月		×1/2 ×1/4 =	
11月		×1/2 ×1/4 =	
12月		×1/2 ×1/4 =	
1月		×1/2 ×1/4 =	
2月		×1/2 ×1/4 =	
3月		×1/2 ×1/4 =	
合 計			

備考

- 1 利用者自己負担額とは、助成を受ける前の1割の自己負担額、食費及び居住費です。
なお、利用者負担段階やサービスの種類によって、助成内容が異なります。
- 2 特定福祉用具販売、居宅介護住宅改修及び社会福祉法人が提供する介護老人保健施設の助成率は2分の1、その他のサービスの助成率は4分の1です。
- 3 申請金額に1円未満の端数があるときは、各月ごとに切り捨ててください。

※ ここに領収書を貼付してください。なお、貼付が困難な場合は別添としても差し支えありません。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

上越市介護保険サービス利用者負担金助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市介護保険サービスの利用者負担金の助成について、次のとおり決定したので通知します。

助成金の額	円 (年 月分)			
支 払 方 法				
<input type="checkbox"/> 窓口払い			<input type="checkbox"/> 口座払い	
お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払通知書 (兼領収書) ・ 支払通知書 (兼領収書) に使用した印鑑 ・ 身分証明証 (運転免許証等) 	振込先	金融機関名	
支払場所	上越市役所内 第四銀行上越市役所出張所窓口		支店名	
			口座種目	
			口座番号	
			口座名義人	
注意事項		振込予定日	年 月 日	

第12号様式（第12条関係）

上越市介護保険サービス利用者負担金軽減助成申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

所在地

名称

代表者名

㊦

次のとおり介護保険サービス利用者負担金軽減の助成を申請します。

交付申請額 _____ 円

添付書類：軽減対象者一覧表